

件名	指定水防管理団体の水防団員定員基準条例の一部を改正する条例
主管課	河川課
根拠法令等	水防法（昭和24年法律第193号）

【改正の概要】

「水防法及び土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律の一部を改正する法律（平成17年法律第37号）」により、水防法の一部が改正されたことに伴い、同法の規定を引用している指定水防管理団体の水防団員定員基準条例について、規定整備を行う。

【改正の内容】

改正後	現行
<p>水防法（昭和24年法律第193号）第34条の指定水防管理団体の水防団員の定員の基準は、次のとおりとする。ただし、水防管理者が、水防の実施に支障がないと認める場合は、その基準以下に減ずることを妨げない。</p> <p>(1) 水防上特に重要と認められる箇所については、その延長20米につき1人</p> <p>(2) その他の箇所については、その延長50米につき1人</p>	<p>水防法第27条の指定水防管理団体の水防団員の定員の基準は、次の各号による。但し、水防管理者が、水防の実施に支障がないと認める場合は、その基準以下に減ずることを妨げない。</p> <p>(1) 水防上特に重要と認められる箇所については、その延長20米につき1人</p> <p>(2) その他の箇所については、その延長50米につき1人</p>

施行日 公布の日

【その他参考事項】

水防法及び土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律の一部を改正する法律（平成17年法律第37号）の概要

平成16年における記録的な豪雨、観測史上最多の台風上陸等に起因する度重なる大規模な水災及び土砂災害の発生状況並びに近年の水災防止体制を取り巻く環境変化を踏まえ、その被害の軽減を図るための施策を講じていくことが急務であることにかんがみ、浸水想定区域を指定する河川の範囲の拡大、洪水情報等の提供の充実、水防協力団体制度の創設、非常勤の水防団員に係る退職報償金の支給規定の創設、土砂災害警戒区域における警戒避難体制の充実等所要の改正を行い、地域の水災及び土砂災害の防止力の向上を図る。

水防管理団体

- ・水防法抜粋

（定義）

第2条 この法律において「水防管理団体」とは、次条の規定により水防の責任を有する市町村（特別区を含む。以下同じ。）又は水防に関する事務を共同に処理する市町村の組合（以下「水防事務組合」という。）若しくは水害予防組合をいう。

（市町村の水防責任）

第3条 市町村は、その区域における水防を十分に果すべき責任を有する。ただし、水防事務組合が水防を行う区域及び水害予防組合の区域については、この限りでない。

- ・県内の指定水防管理団体等

指定水防管理団体 23市町、水防区域延長205,957m、水防団員30,403人